<u>モデル事業</u> 評価の考え方と配点·採点基準について(案)

1 評価の考え方

- (1)評価のための審査は、原則非公開とする。(運営委員会で決定する。)
- (2) 各委員は、事業毎に採点基準に基づき採点を行う。

- (3) 運営委員が事業実施主体と利害関係 にある場合には、該当する事業の評価は行わない。 利害関係とは、運営委員が申請者(団体・組織)に審査時点で属している場合をいう。
- (4)運営委員会は、必要に応じて事業実施主体から意見等を聴くことが出来る。

2 配点・採点基準

1.基本配点項目(25点)

No	評価項目	考え方		
1	成果目標	成果目標が達成されているか。 (「成果目標及び評価」に記載した目標の達成状況)		
2	市民性	 地域の中で同意が得られ、そして多くの市民が参加し、評価された事業か。 1		
3	波及効果	事業成果の波及効果が高い事業か。 (他の行政、NPO等に対して参考となる内容か)		
4	継続性	事業終了後も継続される事業か。 2 (成果を次につなげるための、平成 25 年度以降の継続に向けた取り組み計画が立 案されているか)		
5	マルチステークホル ダー・プロセス	多様な担い手が、真に協働し、その特性を生かした事業が遂行されていたか。		

2.採点基準

採点基準	点数
特に優れた成果が得られた	5 点
優れた成果が得られた	4点
一定の成果が得られた(基準点)	3点
限定的であるが成果が得られた	2点
成果が得られなかった	1 点

- 1 NPO 等支援重点化枠の場合、'市民'を'NPO 等'と 読み替える。
- 2 震災支援枠では、継続性は要件でないため、評価対象外とする。

3 評価ランク、公表

採点の合計を採点者の数で除した平均点を右記の表に当てはめ、平均点に応じたランクを決定し、公表する。震災支援枠は、表項目『平均点』のカッコ内点数を使用する。

平均点	ランク	考え方
20 点超~25 点 (16 点超~20 点)	S	特に優れた成果が得られた
15 点超~20 点 (12 点超~16 点)	А	優れた成果が得られた
10 点超~15 点 (8 点超~12 点)	В	一定の成果が得られた
5 点超~10 点 (4 点超~8 点)	С	限定的であるが成果が得られた
5 点以下 (4 点以下)	D	成果が得られなかった